

まちづくりの方針

【土地利用の配置】

- ・ 帰還町民のための居住地と、除染や廃炉、環境等の研究者・従業者等の新住民の居住地を整備
- ・ 行政サービス、医療・福祉、商業など生活の中心として暮らしと交流を支える賑わい拠点を整備
- ・ 福島第一原発とのアクセス性を考慮し、除染や廃炉、環境等の後方支援に係る機能を整備
- ・ 安心・安全に居住できる環境の提供のため防災機能を整備

【道路ネットワーク】

- ・ 将来、国道6号及び常磐富岡ICへのアクセスも強化

事業スケジュール(想定)

- ・ 事業予定地は、平成29年度に用地取得が完了
- ・ 基盤工事は、平成29年度に工事着手し、町道に隣接する拠点北側から先行的に整備予定
- ・ 役場新庁舎は、平成31年春に完成予定
- ・ 公営住宅、植物工場は平成31年春に、交流施設、商業施設、宿泊温泉施設も平成31年度内に完成予定

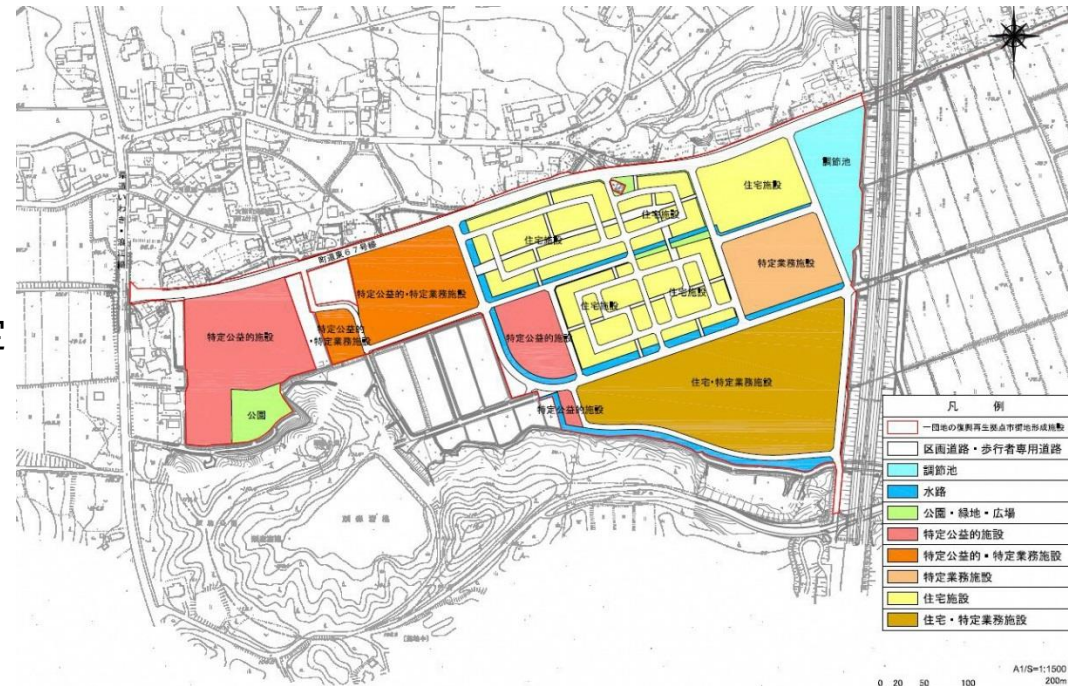
大川原地区の現状

- ・ 平成28年度に上下水道(農集排)復旧完了
- ・ 平成28年度に地デジ難視聴対策事業が完了
- ・ 西工業団地の整備に向けた検討を開始 等

周辺の状況

- ・ 平成29年度に特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定
- ・ 平成30年度中に大熊追加IC(常磐自動車道)の供用開始予定
- ・ 平成31年度中にJR常磐線の全線開通予定 等

＜大川原地区の一団地復興再生拠点市街地形成施設＞



平成30年1月24日現在

大熊町復興整備計画図



①～⑩ フレコン置場



大熊西工業団地



農地保全の景観作物

大熊町



東電単身寮



大川原連絡事務所



富岡町



植物工場イメージ図



大熊エネルギー・メガソーラー発電所



給食センター

変電所



実証田の田植え

植物工場建設予定地

町営墓地整備予定地

太陽光発電設備 (15.6ha)
年間予想発電量 12,700MWh

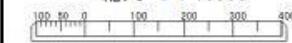
虎ノ門関連企業及び町民の避難所

町道東67号改良工事計画

大熊町復興拠点 (大川原地区)

新庁舎建設予定地

縮尺 1 : 10000



凡 例	
大熊町復興拠点 (大川原地区)	除染廃棄物仮置き場
太陽光発電施設	給食センター
虎ノ門関連企業事務所	東電単身寮
大熊西工業団地	植物工場建設予定地
常設自動車道	常設自動車道
町道東67号	町道東67号改良工事計画区間

大熊町 帰還困難区域における中長期復興構想

● 全体目標

- ・大熊町の帰還困難区域は、国が定めた「福島復興再生基本方針」も踏まえ、たとえ長い年月を要するとしても、その全域を避難指示解除することを目標として取り組みます。
- ・まずは、帰還困難区域の内、中間貯蔵施設用地と森林・水面を除く全てを取り戻していきます。

● 特定復興再生拠点区域

- ・第一段階として、改正・福島復興再生特別措置法の「特定復興再生拠点」制度を活用して、**上下水道等のインフラの復旧と除染を一体的に進め、概ね5年後までに避難指示を解除する**ことを目指します。
 - ・大熊町第二次復興計画で位置付けた大川原地区、下野上地区の2つの復興拠点を結び付けていきます。また、常磐自動車道の（仮称）大熊IC、JR常磐線及び大野駅、国道6号等を結び、町外とのアクセスを確保します。これにより生活環境を再構築し、大熊町民の帰還を促進するとともに、町外から町へ定住者を呼び込み、大熊町の復興・再生を図ります。
 - ・「特定復興再生拠点区域」はまずは、以下の地域から整備してまいります。
 - ①大熊町第二次復興計画（平成27年3月）に示した「大熊町復興拠点（下野上地区）」（JR常磐線大野駅周辺を含む）
 - ②大熊町外とのアクセス上の利便性が高い、常磐自動車道及び（仮称）大熊IC、
- JR常磐線及び大野駅周辺、国道6号、国道288号、県道35号線（一部）、県道251号線及び町道東19号線、町道西20号線の沿道

● 特定復興再生拠点区域以外の地区の取組み

【基本的な考え方】

政府の「長い年月を要するとしても、帰還困難区域の全てを避難指示解除するとの決意」を基に、**将来的には震災以前の土地利用（宅地、農地等）に戻す**ことを前提としながら、地権者の意向を踏まえ、町土荒廃抑制対策等に尽力していく。

【取組の内容】

- ・大型モータープール、リサイクル産業、バイオマス発電施設等の立地の具体化を検討し、並行して「**特定復興再生拠点区域**」の拡大を目指します。
- ・東京電力の送電線網と近接する放射線量の比較的低い地区では、太陽光発電施設の誘致を検討いたします。
- ・農地等の町土荒廃抑制対策に取り組みます。
- ・町道の修繕や除草を行い、隣接する「特定復興再生拠点区域」からの一時立入の利便性を向上します。
- ・仮置場は、除染等を行った上で返還されることになりますので、除染土壌等の仮置場の設置について、ご協力をお願いする可能性があります。

【国の支援】

- ・以上の取組については、改正福島特措法に基づき、国の支援措置を求めています。

大熊町・中長期構想図

【凡例】

帰還困難区域		特定復興再生拠点区域
		特定復興再生拠点区域以外
		復興公園予定地
避難指示解除準備区域 居住制限区域		山林
		福島第一原子力発電所
		中間貯蔵施設用地
		大川原1・2行政区
		復興拠点（大川原）
		中屋敷行政区

